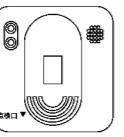


品名：KP-35D  
LPガス警報器  
取扱説明書



型式:GP3VBD「高圧ガス保安協会」検定合格品

保証書付

- この警報器は、LPガス用のガス警報器です。  
都市ガスには、都市ガス用の警報器をご使用ください。
  - ガス警報器をお取付けいただきましてありがとうございます。  
ご使用前にこの説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。
  - この説明書には保証書が付いています。取付け後も大切に保管してください。
- ※この警報器は、浴室用には使用できません。（漏電、感電の恐れがあります。）  
※この警報器は、不完全燃焼および酸素欠乏による中毒防止用ではありません。

販売店名（連絡先）

製造元  
**富士電機株式会社**  
〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目11番2号  
(ゲートシティ大崎イーストタワー)  
電話(03)5435-7111  
コールセンター 0120-24-9194

F39281144u

警報器をご使用になる皆様へ

1. 安全に正しくお使いいただくために

警報器を安全に正しくお使いいただき、お客様や他人への危害や財産への損害を未然に防止するためにこの取扱説明書には、いろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようにになっています。内容をよく理解して正しくお使いください。

<b>△ 危険</b>	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、使用者が死亡または重傷を負う危険が切迫して生じる場合が想定されることを表しています。
<b>△ 警告</b>	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される場合を表しています。
<b>△ 注意</b>	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、使用者が傷害を負う可能性が想定される場合、および物的損害のみの発生が想定される場合を表しています。
	一般的な禁制
	火気禁制
	接触禁制
	分解禁制
	必ず行う

2. 特に注意して守っていただきたいこと(安全のために必ずお守りください)

A: ガス漏れにより警報ブザーが鳴ったときは、あわてず次の処置をしてください。

<b>△ 危険</b>	火花などによる爆発の恐れがあります。 警報ブザーが鳴っている間は、次のことは絶対しないでください。
●マッチ、ライターなど火気は使用しないでください。	●換気扇、扇風機、その他他の電気製品のスイッチはさわらないでください。
	●警報器は取りはずさないでください。

<b>△ 警告</b>	（処置方法） ①まず、火を消してガスの元栓を開めてください。 ②ドアや窓を開けて換気をしてください。漏れたガスは空気より重いため、室内の下部にたまっていますので、空気が流れるようにドアと窓を開けてください。 ③ガスがなくなれば、警報ブザーは自動的に鳴りやみますので、鳴りやんでからガス漏れの箇所を点検してください。 （ガス漏れの原因として、点火ミス、立ち消え、器具栓が完全に閉まっていない、およびゴム管のひび割れなどが考えられます。） ④警報ブザーが鳴りやまないとき、または警報ブザーが鳴りやんでもガス漏れ箇所がわからないときは、ただちにLPガス販売店に連絡してください。
-------------	---

B: ご使用上の注意事項

！警告

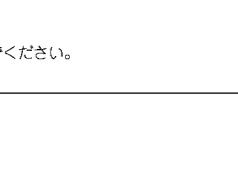
- 警報器は専用取付ベースに取付けて、取付ベースから取りはずさないでください。  
(ガスが漏れても警報をだしません。)



- 警報器は絶対に分解改造しないでください。  
また、警報器を落させたり衝撃を与えるような取扱いはしないでください。  
(故障の原因となります。)



- 禁止
- 警報器の前に物を置いたり、取付けたりしないでください。  
(警報遅れの原因となります。)



！注意

- 警告表示（「警報器が鳴ったら」ステッカー）をよくお読みの上、必ず目につく場所に警告表示を貼ってください。また警告表示に緊急時の連絡先の名称・電話番号が記入されているか確かめてください。

- 警報器の交換期限を過ぎていないか、確認してください。「詳細は、5. 交換期限の項をお読みください。」

- 本体の落下による故障、または取付場所の不適当により強い風があたる場合には、ドリフト機能が働き警報ブザー連続音(ピー)にてお知らせしますので、お求めの販売店までご連絡の上、警報器の交換または取付場所を移動してください。

C: 殺虫剤などで警報ブザーが鳴った場合

！注意

ガス漏れ以外でも次のような場合、警報ブザーが鳴ることがあります、すぐ鳴りやみますので警報器は取りはずさないでください。

- 殺虫剤、化粧品などのスプレー類を警報器の近くで使ったとき。



- シンナー、ベンキなど可燃性の溶剤や塗料を警報器の近くで使ったとき。



- みりん、しょう油、ワイン、酒のかん蒸気がかかったとき。



- 濃厚なたばこの煙がかかったとき。



3. 警報器の取扱い方法

①取付ベースに取付ける。(電源を入れる)

電源ランプ(緑)および警報ランプ(赤)が点灯、約40秒後に警報ランプ(赤)が消灯し、常時ガス漏れ検知可能な監視状態になります。  
(停電復帰時も同様です。)

②ガス漏れをキャッチする

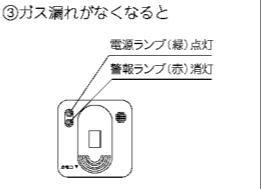
警報ランプ(赤)が点灯し、警報ブザーが鳴ります。

(専用戸外ブザーKM-9B/6Lを、警報器の出力に接続して使用する場合は、警報器の警報ブザーが約40秒以上鳴り続けると、戸外ブザーが鳴りだします。)

③ガス漏れがなくなる

ガス漏れがなくなると、警報ブザーは自動的に鳴りやみ、監視状態に戻ります。

(戸外ブザーも同時に警報が鳴りやみます。)



4. 警報器の点検方法

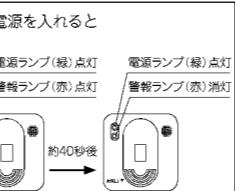
●月1回以上は付属の点検ガスで、警報器の点検を行ってください。

（点検方法）

①電源を入れると  
電源ランプ(緑)点灯  
警報ランプ(赤)点灯

約40秒後

電源ランプ(緑)点灯  
警報ランプ(赤)消灯



②ガス漏れをキャッチする

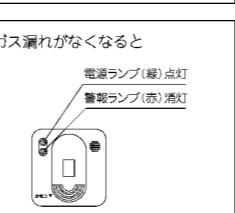
電源ランプ(緑)点灯  
警報ランプ(赤)点灯

ビン  
ビン



③ガス漏れがなくなる

電源ランプ(緑)点灯  
警報ランプ(赤)消灯



※停電時はガス漏れを検知しません。

※警報器本体は多少温くなりますが、異常ではありません。

※日常、警報器が監視状態にあることを示す電源ランプ(緑)が点灯していることを確認してください。

！注意

●禁止

付属の点検ガスは、火気の近くに保管しないでください。

●付属の点検ガス以外は、絶対に使用しないでください。

●必ず行う

小さなお子様のいるご家庭では、点検ガスは、お子様の手の届かないところに保管してください。

●目に入った場合はすぐ水で目を洗い、医師の治療を受けてください。

●誤って、飲み込んだ場合はすぐに医師の治療を受けてください。

●点検ガスがなくなりましたら、販売店でお求めください。

L P G A S 警 報 器  
保 証 書

品名 KP-35D 型式 GP3VBD

このたびはガス警報器をお求めいただき誠に有難うございました。この製品は高圧ガス保安協会検定に合格したものであります。

従って正常な使用状態では故障の心配はありませんが、保証期間中万一異常を生じた場合は、速やかに販売店に連絡し、本書を提示してください。

次の要領で下記の者が点検または交換いたします。

●保証期間 警報器本体に貼付された交換期限ラベルに記載された期限内。

●保証適用 取扱説明書に基づく正常な使用状態で製造上の責任による故障の場合は無償で交換します。

●保証適用除外

警報器の異常等のお申出がありました際は無償での保守点検いたします。ただし、集中監視型警報器については別途保守契約によります。

(1)点検ガスまたは点検具(チェックバー)を使用しての作動テスト。

(2)誤報発生の有無の確認。(聴取による)

(3)設置場所の適否についてのチェック。

(実施者)

販売者

（販売店は必ず記入してください。）

(保証者)

発売元

及び

製造元

富士電機株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目1番2号 ジテナシビル  
電話(03)5435-7111

## 5. 交換期限

この警報器の有効期限は、警報器本体に貼付された交換期限ラベルに記載された期限内です。  
交換期限が過ぎたら、新しい警報器とお取替えください。

- 交換期限ラベルの見方  
交換期限ラベルの例



※交換期限ラベルは西暦で記入されています。  
また、警報器の保証期間は交換期限ラベルに記入された交換期限までになります。

## 6. アフターサービスについて

●保証  
製品および保守点検について、添付の保証書に基づき警報器本体に貼付された交換期限ラベルに記載された期限内を保証いたします。  
万一異常が生じた場合は、お求めの販売店に連絡し、保証書をご提示ください。

●更新  
交換期限を過ぎたものは、保証できません。  
警報器は安全機器です。新しいものとお取替えください。

●点検  
交換期限内の警報器が正常に作動しない場合は、販売店に点検を依頼してください。  
次の事項は、容易に点検・処置できる内容です。点検依頼の前にぜひご確認ください。

症 状	原 因	処 置
電源ランプが点灯しない	●停電	
点検ガスでブザーが鳴らない	●点検口を間違えている ●点検ガス容器内に固形物(ガス)がない	●正しい位置で点検 ●新しい点検ガスを買い求め
ガス漏れの様子がないのに、ブザーが鳴った	●近くでスプレー、殺虫剤、シンナーなどを使用 ●酒、みりんなどの濃い蒸気がかかった	●窓やドアを開け換気する

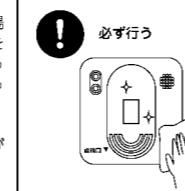
●この警報器についてお気付きの点ご不明な点がありましたら、お求めの販売店または発売元、製造元までご連絡ください。

●保証書はこの取扱説明書とともに大切に保管してください。

## 7. 警報器のお手入れ方法

### ! 注意

●警報器の表面が汚れたりしてお手入れをされる場合、電源を切り、水または石けん水を浸した布をよく絞ってからふきとてください。ふき終わったら電源を入れ、4.警報器の点検方法にしたがって動作の確認をしてください。  
(内部に水が混入しないよう注意してください。)  
●中性洗剤を使ったときは、しばらく警報ブザーが鳴りやまないことがあります。

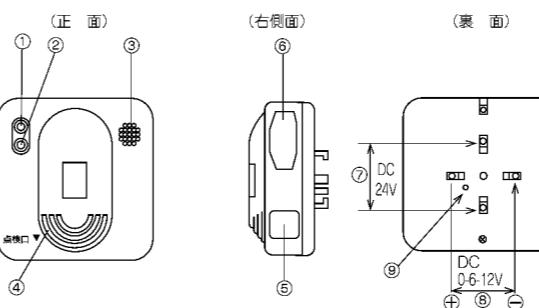


●ベンジン、シンナーはご使用にならないでください。警報器本体の表面が傷つきます。



販売店および警報器をご使用になる皆様へ

### 8. 各部の名称と働き



①電源ランプ(緑)………電源を入れると点灯します。

②警報ランプ(赤)………ガスを検知しガス濃度が警報設定値に達すると点灯します。

③警報ブザー………ガスを検知しガス濃度が警報設定値に達すると断続音で「ピッピッピッ」と鳴ります。

④ガス検知部………ガスを検知します。  
(点検口)

⑤交換期限表示ラベル………本警報器の有効期限を表示しています。

⑥検定合格証………高圧ガス保安協会の検定に合格した製品であることを証明しています。

⑦電源端子………電源電圧DC24Vを印加します。  
(無極性)

⑧出力端子………停電時DC0V、通常時DC6V、警報時DC12Vの電圧を出力します。

⑨チェック端子………ガス漏れ時と同様な動作を系統チェックすることができます。

## 9. 仕様

対象ガス	LPガス
警報ガス濃度	LPガスの爆発下限界濃度の1/100以上1/4以下
検知原理	接熱燃焼式
警報方式	警報ランプ(赤)点灯 ブザー断続音(ピッピッピッ) いずれも自動復帰式
電源	DC24V(許容電圧範囲17~35V)
消費電力	通常時 0.8W 警報時 1 W
使用温度範囲	-10°C~40°C
寸法・質量	110×110×42mm 約140g
外部出力	停電時DC0V、通常時DC6V、警報時DC12V
付加機能	ドリフト警報機能

※外部出力は戸外ブザー、集中監視盤などに連動可能で警報システムとしてご使用になります。

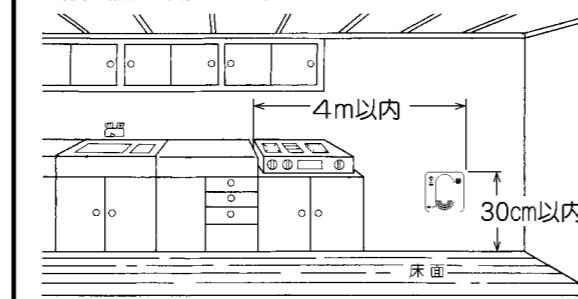
### 付属品

●点検ガス(1個)	●取扱説明書(保証書含む)	●警告表示(1枚) (「警報器が鳴ったら」ステッカー)

## 10. 取付位置

### ! 注意

●LPガス(プロパンガス)は空気より重く、下の方にたまりますので、床面から30cm以内の高さで、ガス器具や元栓(ガス栓)の量も遠いところより水平距離で4m以内の場所にお取付けください。



### ! 注意

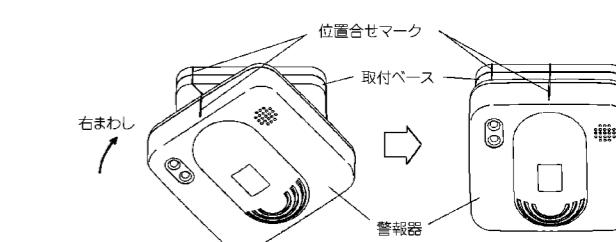
次のようなところには取付けないでください。警報の遅れや故障の原因となることがあります。

●浴室や水滴のつくところ	●排気口、換気扇、ドア付近など風通しのよいところ、すき間風の入るところ
●振動、衝撃の激しいところ	●カーテンウォール等で仕切られるところ
●温度が-10°C以下、または40°C以上になるところ	●台所設備等でさえぎられる場所

## 11. 取付方法

### ■取付場所が決まりましたら次の方法でお取付けください。

1. 取付けには専用取付ベース(KM-35B)が必要です。
  2. 取付ベースは取付ベースに添付の取扱説明書にしたがってお取付けください。
  3. 警報器は取付ベースに合わせて回転して取付けます。
- (1) 取付ベースの位置合わせマークに警報器のマークを合わせ、取付ベース側の溝に警報器の電極を挿します。
- (2) 矢印の方向へ止まるまで回転させます。



### \*保証の適用除外

この製品は保証期間内でも次のような場合、交換は有償となります。

- (1)使用者の故意または不注意によって生じた故障または損傷。
- (2)火災、天災、異常電圧、異常温度、異常雰囲気等の不可抗力による故障または損傷。
- (3)取付け位置が屋外、高温多湿等著しく不適当な場所および浴室に取付けた場合。
- (4)LPガス以外のガス、水や煮こぼれ等の液体、動植物による故障または損傷。
- (5)その他使用上の誤り、分解、改造されたもの、衝撃等による故障または損傷。
- (6)本書の提示がない場合。ただし、本書は日本国内のみ有効です。
- (7)本書に販売店名の記入がない場合。
- (8)その他製造業者の責任によらない不損、故障または損傷。
- (9)高圧ガス保安法に基づいて設置された警報器の場合。

### \*お願い

- 1)警報器の作動確認は、付属の点検ガスで点検してください。
- 2)本書は再発行いたしませんので、紛失しないよう大切に保管してください。
- 3)交換期限を過ぎたものは保証いたしません。警報器は安全を守るためにもので、新しいものとお取替えください。
- 4)保証期間内のアフターサービス(無料修理等)および安全点検活動のために、お客様の記載内容を利用させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- 5)この保証書はお客様の民法または商法上の権利を制限するものではありません。
- 6)警報器についてご不明な場合は、お求めの販売店または製造業者発売元にお問い合わせください。

お客様	ご芳名 〒□□□-□□□□
	ご住所 電話